

公布された規則のあらまし

佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）

- 1 1月に支給すべき恩給をその前年の12月に支給するときの当該恩給の支払期日は、その月の21日とし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日を支払期日とすることとした。（第3条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。